⑺　低入札価格調査制度調査対象工事においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。
　工事コスト調査に係る資料は、中国地方整備局のホームページにより公表する。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　必要に応じて申請書及び資料のヒアリングを行う。
⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
⒁　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。
⒃　評価内容の担保　受注者の責により、「構造体鉄骨（工場製作を除く）及び構造体コンクリート（杭地業を除く）の品質・耐久性の向上に関する施工計画」の入札時の技術提案及び技術提案に係わる具体的な施工計画を遵守できなかった場合は履行できなかった提案項目を「否」とした上で、技術提案全体（具体的な施工計画を含む）の再評価を行い当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、工事成績評定点の減点を行うものとする。工事成績評定点の減点は、遵守できなかった評価項目毎に「当初契約時の加算点」と「不履行となった提案項目を「否」とした上で、技術提案書の再評価を行い、決定した加算点」との差分を減点する。
　ただし、違約金は、当初契約額の10％を限度、工事成績評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。
⒄　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
　詳細は施工条件明示等による。
⒅　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⒇　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoru Kurita Director-General of Chugoku Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction works of Okayama Transport Bureau Branch Office and the other
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 15 November 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system　10 : 30 A.M. 3 February 2014 (tenders brung with 10 : 30 A.M. 3 February 2014 or submitted by mail 10 : 30 A.M. 3 February 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 6―30, Kamihacchobori, Naka-ku, Hiroshima 730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年 10 月 30 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（改）小松川ＪＣＴ陸側下部工事
⑶　工事場所　東京都江戸川区西小松川町～東小松川二丁目
⑷　工事内容　小松川ＪＣＴ陸側における下記の施工及び５）～８）の実施設計
　１）基礎工（橋脚・橋台）　23基
　２）橋脚工　21基
　３）橋台工　２基
　４）擁壁工　約70m
　５）ＲＣ橋脚横梁補強　２基
　６）附属街路付替工　約800m
　７）親水公園整備工　１式
　８）附帯工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月10日
⑹　その他
　①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
　②　技術提案は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
　①　単体又は共同企業体の各構成員
　・市街地（ＤＩＤ相当）における道路構造物の場所打ち杭（杭長30m以上及びリバース工法）の施工
　・市街地（ＤＩＤ相当）における道路構造物のＰＨＣ杭の施工
　※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ）